

都市計画道路の見直し方針(案)をお知らせします

町では、未整備となっている都市計画道路の必要性などを検証し、見直しを行うため、都市計画道路の【見直し方針(案)】を作成しました。

都市計画道路とは

- ①都市計画法に基づき、あらかじめルートや幅員が定められている道路で、将来の都市の姿を示す都市計画を構成する都市施設の一つです。
- ②市街地の骨格を形成する道路網として都市計画決定され、交通機能のほか、良好な都市環境や防災空間などを確保する機能を持っています。
- ③都市計画道路を決定する際は、説明会、公聴会、都市計画案の縦覧など、地域住民に広く計画案を示して、意見を反映するための手続きが取られます。

都市計画道路が決定されていると

- ①都市計画道路は、将来の道路整備を円滑に行うために、整備に必要な区域をあらかじめ明確にして、土地利用に一定の制限を課しています。
- ②都市計画道路の区域内に建築物を建築する場合は、市町村長の許可を受ける必要があり、3階以上の建物や、地階があるもの、鉄筋コンクリート造りのは建てられないなどの制限があります。

町の都市計画道路の現状

- ①町の都市計画道路は、昭和28年に初めて都市計画決定され、以降、社会情勢に合わせて路線の追加や変更、廃止があり、現在18路線27.42kmが決定されています。
- ②これまでに、11.77kmの整備が概ね完了し、整備率は、県平均とほぼ同じ約43%ですが、当初計画決定から60年経過しながらも事業に着手できない区間があります。

都市計画道路を見直す理由

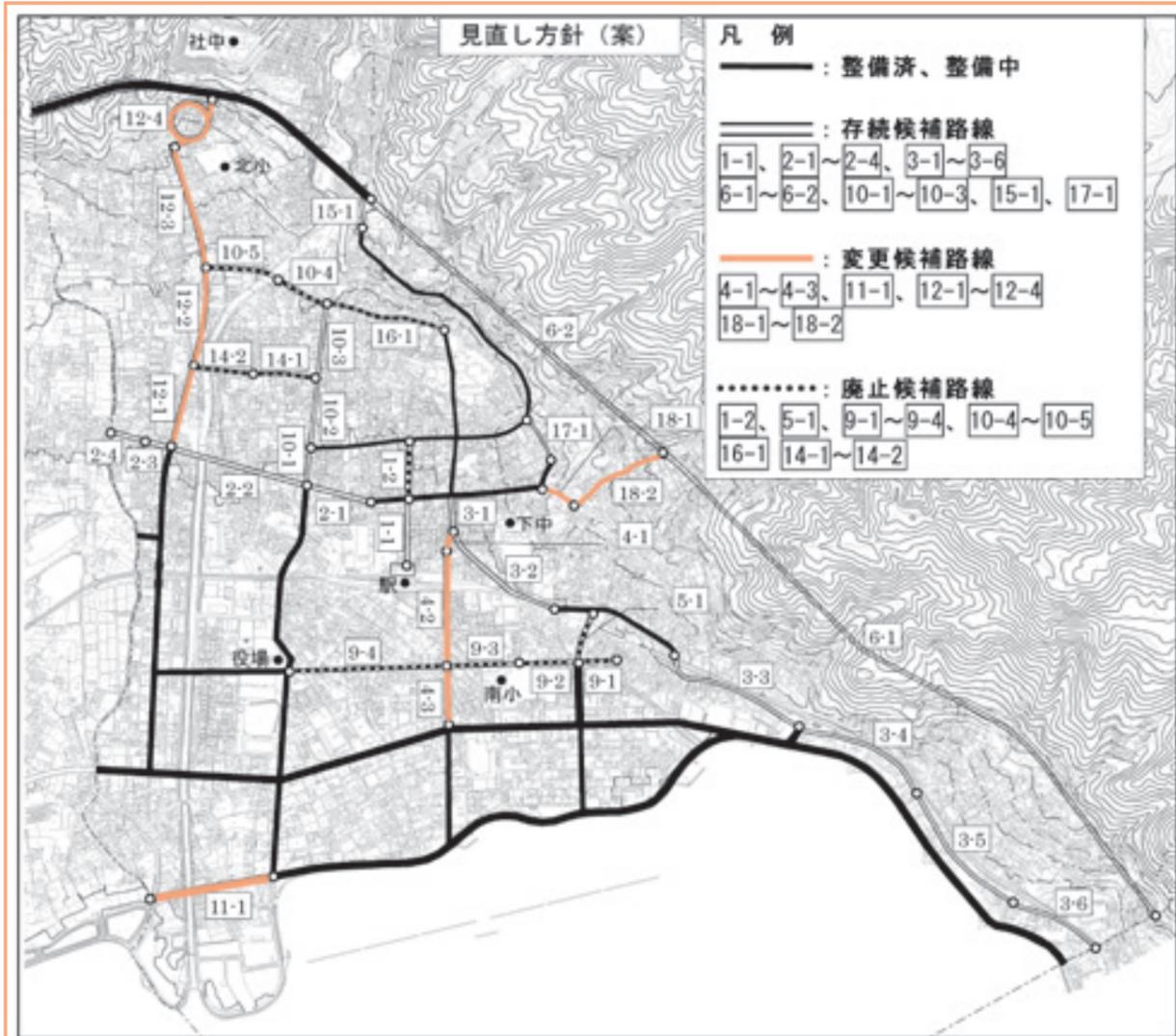
- ①未整備の都市計画道路の多くは、高度経済成長期の社会情勢下で決定されていますが、現在の少子高齢化、交通需要の変化などにより、その必要性に変化が生じている路線があり、見直しが必要です。
- ②長期未着手路線については、建築制限が長期化し、地権者の土地利用に大きな影響を及ぼしています。
- ③公共事業費の削減、社会保障費の増加などにより、投資が可能な道路整備費の制約があるなか、選択と集中による実現可能な整備計画が必要です。

見直し方針の策定手順

【見直し方針】とは、都市計画道路の各路線の区間ごとに存続・変更・廃止の都市計画の変更候補となる路線を示した道路ネットワークの図です。

これまでに、有識者で構成する「都市計画道路見直し検討委員会」と町職員で構成する「庁内検討委員会」により、区間ごと必要性などの評価を行い、【見直し方針(案)】を作成しています。

この【見直し方針(案)】については、今後開催する住民説明会においていただいたご意見を参考にしながら、【見直し方針】として決定し、路線ごと都市計画変更の手続きを進めます。



見直し対象路線

未整備区間全てを見直しの対象として、必要性などの評価結果に基づき、次のように分類します。

- ①**存続候補路線** 必要性、実現性の高いものは、現計画どおり存続とします。
- ②**変更候補路線** 必要性が高く、実現性に困難があるものは、整備を前提に線形、幅員の変更を検討します。
※詳細な変更案については、都市計画変更手続きにおいて路線ごと検討します。
- ③**廃止候補路線** 必要性が低く、他の路線や現道での代替が可能であり、実現性に困難があるものは、廃止とします。

※廃止の方針が決定した路線は、都市計画変更手続きを進めます。

【見直し方針(案)】の住民説明会を開催します 全日程とも同一内容の説明です。

日時	会場
12月15日(日) 午後3時	下諏訪総合文化センター2階集会室
12月16日(月) 午後7時	町庁舎4階講堂
12月19日(木) 午後7時	町庁舎4階講堂
12月21日(土) 午後7時	町庁舎4階講堂

■お問い合わせ先

下諏訪町 建設水道課 都市整備係 電話 27-1111 (内線244) F A X 28-8783

